

清須市清洲勤労福祉会館管理運営規則

平成 17 年 7 月 7 日

規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清須市清洲勤労福祉会館設置条例(平成 17 年清須市条例第 82 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、清須市清洲勤労福祉会館(以下「会館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

区分	開館時間	
温水プール棟及び管理棟(以下「温水プール等」という。)	平日(7月21日から8月31日までの期間を除く。)及び10月1日から翌年3月31日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)	午後1時から午後8時まで(入館は午後7時まで)
	土曜日、日曜日及び休日(10月1日から翌年3月31日までの期間を除く。)並びに7月21日から8月31日まで	午前10時から午後8時まで(入館は午後7時まで)
体育棟	平日(7月21日から8月31日までの期間を除く。)	午後1時から午後9時まで(入館は午後8時まで)
	土曜日、日曜日及び休日並びに7月21日から8月31日まで	午前10時から午後9時まで(入館は午後8時まで)

(休館日)

第 3 条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎週月曜日。ただし、当該月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館日とする。
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで。ただし、温水プール等については、12月29日から同月31日までとする。
- 2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を設け、又は変更することができる。

(利用期間)

第4条 会館の利用期間は、1日を単位とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第5条 会館及び附属設備を利用しようとする者は、利用を希望する日の属する月の6月前から使用する日の前日までに清洲勤労福祉会館利用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 会館及び附属設備を個人で利用するときは、利用しようとする部屋に利用がない場合には使用することができる。
- 3 温水プールを利用しようとする者は、温水プール利用券(第2号様式)の交付をもって利用の許可を受けたものとする。

(利用許可の通知等)

第6条 指定管理者は、条例第7条第1項の規定により、会館の利用を許可したときは、清洲勤労福祉会館利用許可通知書(第3号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付する。

- 2 条例第8条の規定により利用の許可をしなかったとき、又は条例第12条の規定により利用の許可を取り消したときは、清洲勤労福祉会館利用不許可(取消)通知書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更及び取消し)

第7条 前条第1項の規定による許可書の交付を受け、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用開始前に会館の利用を変更しようとするとき、又は利用しないこととなったときは、許可書を添えて、清洲勤労福祉会館利用許可変更・取消届出書(第5号様式)を速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(利用時間)

第8条 温水プール以外の利用時間は、利用の許可を受けた時間内とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用時間の延長)

第9条 利用者が利用を開始した後においては、利用時間を延長することができない。ただし、他の利用に支障がない場合であって、指定管理者が認めるときは、これを延長することができる。

- 2 前項の場合において、その延長時間が1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算するものとする。

(遵守事項)

第 10 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会館内外の秩序及び安全確保のため、必要に応じ整理員を置くこと。
- (2) 収容する人員について定員を超えないこと。
- (3) 許可を受けない施設、附属設備等を利用しないこと。
- (4) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (5) 会館の建物又は敷地内において、許可を受けないで物品の展示、販売又は配布をしないこと。
- (6) 会館の建物又は敷地内において、許可を受けないで広告類の掲示又は配布をしないこと。
- (7) 他の関係官公庁への必要な届出等は、速やかに行うこと。
- (8) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (9) 会館を不潔にしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会館の職員の指示に従うこと。

(利用料金の還付)

第 11 条 条例第 9 条第 2 項ただし書の規定により利用料金を還付することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 行政運営の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用日の 10 日前までに利用の取消しをし、指定管理者が相当の理由があると認めたととき。

2 前項により利用料金の還付を受けようとする者は、清洲勤労福祉会館利用料金還付請求書(第 6 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第 12 条 条例第 9 条第 4 項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市、市議会、市の執行機関又は附属機関及び市が構成員である特別地方公共団体(以下「市等」という。)がその行政目的のため使用するとき。

- (2) 公共団体又は公共的団体が公益又は公共目的のため使用するとき。
- (3) 市等が共催、後援等となり、公益又は公共目的のため使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(損傷等届出の義務)

第13条 利用者が附属設備、備品、施設等を損傷し、又は滅失したときは、清洲勤労福祉会館施設等損傷・滅失届出書(第7号様式)を指定管理者に提出し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の清洲町勤労福祉会館の設置及び管理に関する規則(平成6年清洲町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月29日規則第10号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附属設備 及び備品 等			
利用の目的		利用 人数	人
利用の内容 (具体的に 記載)			
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用料は、許可と同時に納付してください。 2 既納の利用料金は、原則として還付しません。 		

第 2 号様式(第 5 条関係)

その 1 (個人利用券)

	温水プール利用券(個人 1 回券)	大人
		子供
		市老人
		市身体障害者等
円		
清須市		

※ 回数券は、12 回利用できるカードをいう。

その 2 (団体利用券)

	温水プール利用券(団体券)	大人 人
		子供 人
		合計 人
円		
清須市		

第 3 号様式(第 6 条関係)

<p>清洲勤労福祉会館利用許可通知書</p> <p>(一般住民・勤労者等・減免)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(指定管理者) 印</p> <p>下記のとおり清須市清洲勤労福祉会館の利用を許可します。</p>				
利用日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 () 午前・午後 時 分から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 () 午前・午後 時 分まで</p>			
利用部屋名 (利用する施設に○をつけてください。)	1 階	<ul style="list-style-type: none"> ・サブアリーナ(サブホール) <p style="text-align: center;">(全面・半面・営利等)</p>	3 階	<ul style="list-style-type: none"> ・研修室 ・会議室
		<ul style="list-style-type: none"> ・会議室 ・ミーティングルーム(室) 	4 階	<ul style="list-style-type: none"> ・弓道場(全射場・1射場)
	2 階	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール(全面・半面・営利等) ・ミーティングルーム(室) ・会議室 		
利用設備及び備品等				
利用の目的		利用人数	人	

利用の内容 (具体的に 記載)			
許可年月日	年 月 日		
利用料金	部屋	円	許可番号
	合計	円	第号
備考	<p>1 利用時間は、準備及び後片付けの時間も含まれます。</p> <p>2 利用の内容に変更が生じたときは、本許可書を添えて届け出てください。</p>		

第 4 号様式(第 6 条関係)

清洲勤労福祉会館利用不許可(取消)通知書		
		年 月 日
(申請者)		
様		
		(指定管理者) 印
年 月 日付けで申請のありました(許可した)清須市清洲勤労福祉会館の利用は、次の理由により許可をすることができません(利用許可を取り消した)ので通知します。		
許可番号及び許可年月日	第号	年 月 日
不許可又は取消しの理由		
備考		

第 5 号様式(第 7 条関係)

清洲勤労福祉会館利用許可変更・取消届出書			
年 月 日			
(指定管理者) 様		(申請者)	
住所			
氏名			
下記のとおり、清須市清洲勤労福祉会館の利用を変更・取消ししたいので、清須市清洲勤労福祉会館利用許可通知書を添えて届出いたします。			
届出の区分	変更・取消し		
許可番号及び年月日	第号	年 月 日	
利用日	年 月 日		
利用施設名			
利用目的			
行事内容			
変更の内容			
	利用時間	利用設備等	その他
変更前	午前 ～午前		
	午後 ～午後		
変更後	午前 ～午前		
	午後 ～午後		

届出理由	
許可条件	

第 7 号様式(第 13 条関係)

清洲勤労福祉会館施設等損傷・滅失届出書		
年 月 日		
(指定管理者) 様		
住所		
氏名		
<p>下記のとおり、清須市清洲勤労福祉会館の施設等を損傷・滅失したので届出します。</p>		
許可番号及び年月日	第号	年 月 日
(温水プール利用者は記入不要)		
届出の事項		
損傷・滅失等の区分	(損傷・滅失・その他)	
事項発生日時	年 月 日 (午前・午後 時頃)	
事項の発生場所		
事項の状況		
事項の発生の原因		